

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

～みんなの合い言葉～

自分大好き 友だち大好き すてきなとよっ子になろう

笑顔 あいさつ 思いやり

目次

- 1 いじめの防止についての基本的な考え方
 - 2 いじめの定義
 - 3 豊浦小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (1) 組織の名称
 - (2) 組織の構成
 - (3) 組織の役割
 - 4 いじめの防止等の対策のための具体的な取組
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - 5 重大事態への対応
- <取組の年間計画>

日上市立豊浦小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」は、平成 24 年 7 月、滋賀県大津市の自殺事案を受け、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律」として、翌年 9 月 28 日に施行された。本県において、令和 2 年 4 月 1 日より「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が施行された。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻で重大な影響を及ぼす許されない行為である。

また、いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。「いじめをしない、させない、許さない。」という認識や、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・「悪口」や「誹謗中傷」を直接受ける。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話等を用いてインターネット上に本人の許可無く個人情報を載せられたり、嫌なことをされたりする等。

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 豊浦小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第 22 条より、次の組織を設定する。

- (1) 組織の名称 いじめ防止対策推進委員会

(2) 組織の構成

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、保健主事、養護教諭。必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として民生委員、児童委員、学校運営協議会委員、本校担当教育相談員等、外部専門家、該当児童関係教職員。

(3) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有
- ・ いじめ事実の確認、対策案の検討
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・ 学級への指導体制の強化、支援
- ・ 外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

4 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第16条により、早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの未然防止

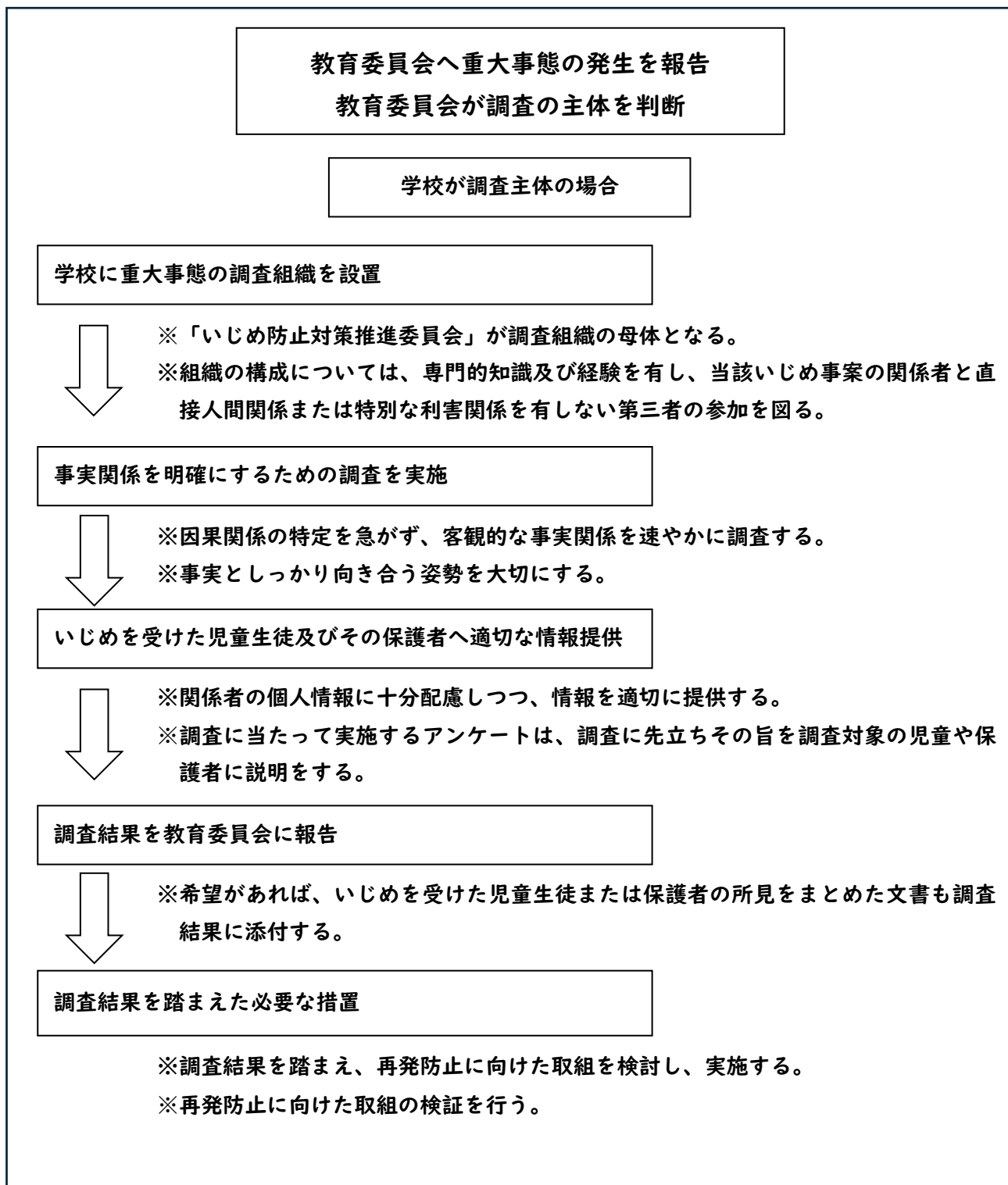
- ・ いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。
- ・ 人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導に当たる。
- ・ 様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・ 保護者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・ いじめにつながる行為を見逃さず、常に情報共有をする。(学年会、職員集会等)
- ・ 毎月のいじめアンケート調査の実施
- ・ 授業中、朝の会、帰りの会やすべての教育活動を通じた児童の実態の把握(休み時間、清掃、給食等を含む)
- ・ 保護者との連携(家庭訪問、個別面談等)
- ・ 校内教育支援会議での情報収集

5 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、市教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。



<取組の年間計画>

月		いじめ防止対策推進委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	P R ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○生徒指導情報共有	○相談室や教育相談員の児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめアンケート	○学年・学級懇談会
5	D	○生徒指導情報共有		○いじめアンケート ○教育相談週間	
6	↓	○生徒指導情報共有	○情報モラル指導(ネットモラル) ○人権集会	○いじめアンケート	
7		○生徒指導情報共有	○「SOSの出し方教室」の実施	○いじめアンケート ○学校評価アンケート	○保護者面談 ○保護者、児童、教員への学校評価アンケート
8					
9	C ↓	○生徒指導情報共有		○身体測定 ○いじめアンケート	
10	A	○生徒指導情報共有	○赤い羽根募金活動	○いじめアンケート	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
11	↓	○生徒指導情報共有	○保健指導(命の教室)	○いじめアンケート ○教育相談週間	○2学期末学年・学級懇談会
12	P	○生徒指導情報共有 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○いじめアンケート ○学校評価アンケート	○保護者面談 ○保護者、児童、教員への学校評価アンケート
1	↓	○生徒指導情報共有		○身体測定 ○いじめアンケート	○学校関係者評価委員会による学校関係者評価の実施
2		○生徒指導情報共有 ○いじめ対策に関する教員の自己評価		○いじめアンケート ○教育相談週間	○学年末学年・学級懇談会
3	C A P	○生徒指導情報共有 ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○いじめアンケート	
通年		○いじめに関する情報の収集・共有及び対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○教育相談員による相談 ○いじめアンケート	○あいさつ運動(生活委員会)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。